

彦根市建設工事入札参加者の格付および選定基準要領

(目的)

第1条 この要領は、彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号。以下「規則」という。)第4章に規定する工事等の入札に参加させようとする者(以下「参加業者」という。)の格付および選定に関して、必要な基準を定めることを目的とする。

(格付区分)

第2条 市内に営業所を有する者について、建設工事の土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事、水道施設工事および造園工事の業種に格付区分を設け、格付区分に対応する各区分ごとの発注の標準となる請負工事の予定価格は、別表1に掲げるとおりとする。

2 格付は、次条の規定による審査事項評点数に基づく別表2に定める格付区分および別表3に定める格付区分別有資格技術者基準により決定する。

3 前項により格付を行う場合において、格付区分業者数が著しく少数である場合には、第1項の規定にかかわらず、格付区分を設けないことができるものとする。

4 格付の有効期限は、次年度の格付決定の前日までとする。

(審査事項評点数)

第3条 建設工事の登録業者の審査事項評点数は、次に定めるところにより算定した客観事項評点と発注者別評価事項評点とを合算した点数とする。

(1) 客観事項評点

指名登録申請に添付する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「通知書」という。)に基づく評点数とする。

(2) 発注者別評価事項評点

次に掲げる点数を合算した点数とする。

ア 彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程第2条に定める審査基準日を基準として加算するもの

(ア) ISO9001の認証を取得している場合は8点とする。

(イ) ISO14001の認証を取得している場合は8点、一般財団法人持続性推進機構の実施するエコアクション21の認証・登録を受けている場合は5点、KES環境マネジメントシステムスタンダードの認証・登録を受けている場合は5点とする。この場合において、ISO14001認証取得、エコアクション21認証取得・登録、KES認証取得・登録に係る加算については、いずれか一つのみの加算とする。

(ウ) 彦根市と彦根市地域防災計画に基づく災害時における応急救援活動に関する協定等を締結している事業者および締結している団体に加入している事業者の場合は5点とする。この場合、対象とするのは1事業者につき一つの協定のみとする。

(エ) 直前1年間に行われた彦根市および滋賀県主催の人権問題に関する研修に、有資格者等(競争入札に参加する資格を有する者ならびに有資格者の役員および使用人をいう。以下同じ。)が参加した場合は、3点とする。

(オ) 障害のある人を1人雇用している場合は2点、2人以上雇用している場合は4点とする。

(カ) 女性技術者を雇用している場合は、1人につき2点とし、6点を上限とする。

(キ) 次の保護観察対象者等への就労支援を行った場合に加算する。

a 大津保護観察所に協力雇用主として登録されている場合は3点とする。

- b 過去2箇年において、協力雇用主として延べ3箇月以上保護観察対象者等を雇用した場合は6点とする。

イ 資格の審査の申請をする日の属する年度の1月1日を基準として加算するもの

- (ア) 直前1年間において彦根市が行った彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第104号)に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、入札参加停止措置期間に応じた次に掲げる点数とする。

入札参加停止措置期間	点数
1月未満	-5点
1月以上 2月未満	-10点
2月以上 3月未満	-20点
3月以上 6月未満	-30点
6月以上 12月未満	-50点
12月以上	-70点

- (イ) 彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程(平成10年彦根市訓令第12号)の規定に基づき登録された建設工事(以下「登録工事」という。)の工事成績について、次に定めるところにより算定した点数とする。

- a 彦根市が発注する工事のうち当初請負金額500万円以上の工事で、彦根市請負工事成績評定実施要領(以下「成績評定実施要領」という。)の規定に基づき標準型または簡便型審査項目別運用表により評定した工事
- b しゅん工検査が終了している工事
- c 成績評定実施要領により算定した工事成績の評定点{同一業種の工事が2つ以上あるときは、その平均値(以下「評定点の平均値」という。)}により登録工事の種別ごとに次の式により算定する。

$$(直前4年間の評定点の平均値 - 65) \times 5$$

- (ウ) 彦根市消防団への協力を行った場合に次のとおりとする。

- a 彦根市消防団に入団している者を1人雇用している場合または彦根市消防団協力事業所の認定を2人以上の消防団員を雇用している認定基準以外の認定基準により受けている場合は5点とする。
- b 彦根市消防団に入団している者を2人以上雇用している場合または彦根市消防団協力事業所の認定を2人以上の消防団員を雇用している認定基準により受けている場合は10点とする。

- (エ) 直前1年間に、有資格者等が男女共同参画に関して次のような取組をした場合は、3点とする。

- a 彦根市男女共同参画センター主催のセミナーに参加し、修了証書の交付を受けた場合
- b 彦根市男女共同参画センター主催のフォーラムの実行委員として活動した場合
- c 彦根市男女共同参画センター発行の広報誌「かけはし」編集委員として活動した場合
- d 彦根市の出前講座を活用し、研修会等を開催した場合

2 客観事項の評点は、指名登録申請に添付する通知書に基づく評点数とするが、希望業種が土木一式工事の場合は土木一式工事の年間完成工事高にとび・土工・コンクリート工事の年間完成工事高を、建築一式工事の場合は建築一式工事の年間完成工事高に大工工事の年間完成工事高をそれぞれ加算し、評点(X1)を再算定後算出した点数とする。

3 発注者別評価事項の評点は、申請期限内に申請がなかったものについては評価しない。ただし、第1項

第2号イについては、申請の有無にかかわらず評価する。

- 4 第1項第2号および第2項の規定は、市内に主たる営業所を有する者以外の者については適用しない。
(格付の特例等)

第4条 第2条第2項により格付する場合において、土木一式工事で格付区分がA級となる者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可を有しなければならない。

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる格付区分に格付する。

- (1) 新規に入札参加資格を有することとなる者は、最下位の格付区分とする。
- (2) 土木一式工事の格付において、直前の格付区分より2区分以上、上下位格付区分の対象となる者は、直前区分の1区分上下位の格付区分とする。
- (3) 彦根市建設工事等契約審査委員会が、工事成績が良好と認められない場合等により不相当と認めた者は、当該業者の施工能力等に応じた格付区分とする。
- (4) 希望業種を変更した者は、この要領に基づき前年度の格付区分を決定し、それを基準にした格付区分に格付する。ただし、前年度において実績(通知書の平均完成工事高)のない業種を希望する場合は、申請年度に実績があっても、最下位の格付区分とする。

- 3 経営規模、経営内容と客観審査の基礎となる項目において、著しい変動のあった者については、年度途中においても格付を変更することがある。

(指名の選定)

第5条 参加業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 経営状況
 - (3) 工事等の成績
 - (4) 手持ち工事等の状況
 - (5) 技術者の配置状況
 - (6) 技術的適正
 - (7) 安全管理の状況
 - (8) 各種資格の有無
- 2 工事に係る参加業者の選定に当たっては、第2条に基づく格付区分表により、当該工事の予定価格に相応する格付区分の者から選定するものとする。
- 3 指名業者数は、工事1件につき、上限を15者とする。
- 4 第2項に対応する業者数が少数であるとき、その他特殊な専門的技術を必要とする工事等については、前項の規定にかかわらず、業者数を増減することができる。
- 5 次の各号のいずれかに該当する工事に係る参加業者を選定する場合は、第2項の規定にかかわらず、上位格付区分の者を選定することができる。
- (1) 高度な技術を必要とする工事
 - (2) 施工に際し、著しい制約を受ける工事
 - (3) 当該工事の予定価格が、その予定価格に相応する格付区分の直近上位格付区分に係る発注基準額の下限額に近似している工事
 - (4) その他市長が特に必要と認める工事
- 6 次の各号のいずれかに該当する工事に係る参加業者を選定する場合は、第2項の規定にかかわらず、直近下位格付区分の者のうち、工事成績、施工技術等が優秀で、契約の履行が確実と認められる者を選定す

ることができる。ただし、当該工事の予定価格が通知書に基づく年間平均完成工事高の合計と同額程度の工事を限度とする。

- (1) 施工が容易な工事
- (2) 当該工事の予定価格が、その予定価格に相応する格付区分の直近下位格付区分に係る発注基準額の上限額に近似している工事
- (3) その他市長が特に必要と認める工事

7 市内に新規に営業所または主たる営業所を有することとなった者の指名について、9月までは見積り合わせに限ることとし、10月以降は、少額の工事の入札に参加させることができるものとする。

8 前項までの規定にかかわらず、市外に主たる営業所を有する者で、建設工事のうち次の各号に掲げる工事のいずれかを指名希望工事とするものは、直前2年度の各営業年度の指名希望工事別年間完成工事高が当該各号に掲げる基準額以上の額でなければ、指名競争入札に参加できない。ただし、市長が適当と認めた者については、この限りでない。

- (1) 土木一式工事 10億円
- (2) 建築一式工事 20億円
- (3) 水道施設工事 1億円
- (4) 舗装工事 5億円

9 災害応急対策工事および学校の修繕、公園維持管理業務等については、第2項から第6項までの規定にかかわらず、登録業者から選定できるものとする。

(入札参加の停止および入札参加の取消し)

第6条 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者となったとき、または入札に参加させることが不適当と認められたときは、別に定める基準に基づき決定した期間、当該業者の入札参加を停止する。

(共同企業体)

第7条 工事の円滑な遂行と建設業者の施工能力の向上を図るため、大規模工事等について共同企業体により、工事を請け負わせることができるものとする。

2 共同企業体に関し、必要な事項は別に定める。

(その他)

第8条 この基準に定めのない事項またはこの基準により難しい事項については、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成6年6月14日から施行する。

付 則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成9年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成10年5月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成11年5月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成12年5月10日から施行する。

付 則

この要領は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 14 年 8 月 9 日から施行する。

(格付の特例)

- 2 平成 14 年 9 月 9 日から平成 14 年 9 月 20 日までの期間における入札資格審査申請(市内に主たる営業所を有する者の建設工事に係るものに限る。)により新規に入札参加資格を有することとなる者(以下「新規追加登録者」という。)は平成 14 年度および 15 年度は最下位の格付け区分とする。

(指名の選定)

- 3 第 5 条第 7 項の規定にかかわらず新規追加登録者は、平成 14 年度は見積もり合わせに限ることとし、平成 15 年度は少額の工事の入札に参加させることができるものとする。

付 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 5 条の規定は、平成 17 年 5 月 1 日以後に行う指名の選定から適用し、同日前の指名の選定については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 3 条第 1 項第 1 号および同条第 2 項、第 4 条第 2 項第 4 号ならびに第 5 条第 6 項中「通知書」とあるのは、平成 16 年 3 月 1 日以降に経営事項審査の申請を行った者について適用し、同日前に申請を行った者については、「経営事項審査結果通知書」と読み替えるものとする。
- 4 改正後の第 3 条第 2 号イに規定する指名停止措置については、この要領の施行の日以後に措置を受けた指名停止から適用する。

付 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 19 年 12 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条第 1 項第 2 号エに規定する工事成績の点数については、平成 20 年 4 月 1 日以後に発注した工事から適用する。

付 則

この要領は、平成 20 年 5 月 28 日から施行し、改正後の彦根市建設工事指名競争入札参加者の格付および選定基準要領の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 20 年 11 月 14 日から施行する。ただし、別表 3 の(ほ装工事) ※の規定は平成 22 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 27 年 2 月 13 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 29 年 3 月 8 日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、改正後の彦根市建設工事入札参加者の格付および選定基準要領の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の彦根市建設工事入札参加者の格付および選定基準要領の規定は、令和 5 年度の入札参加資格審査申請から適用する。

別表1 格付区分および請負工事標準額等

土木一式工事

格付区分	発注基準額
A	50,000 千円以上
B	30,000 千円以上 50,000 千円未満
C	15,000 千円以上 30,000 千円未満
D	5,000 千円以上 15,000 千円未満
E	1,300 千円以上 5,000 千円未満

建築一式工事

格付区分	発注基準額
A	10,000 千円以上 (ただし、60,000 千円以上の工事については、特定建設業許可を有し、かつ、監理技術者を1名以上保有している者に限る。)
B	1,300 千円以上 10,000 千円未満

電気工事

格付区分	発注基準額
A	10,000 千円以上 (ただし、50,000 千円以上の工事については、特定建設業許可を有し、かつ、監理技術者を1名以上保有している者に限る。)
B	1,300 千円以上 10,000 千円未満

管工事

格付区分	発注基準額
A	10,000 千円以上 (ただし、50,000 千円以上の工事については、特定建設業許可を有し、かつ、監理技術者を1名以上保有している者に限る。)
B	1,300 千円以上 10,000 千円未満

舗装工事

格付区分	発注基準額
A	10,000 千円以上 (ただし、50,000 千円以上の工事については、特定建設業許可を有し、かつ、監理技術者を1名以上保有している者に限る。)
B	1,300 千円以上 10,000 千円未満

造園工事

格付区分	発注基準額
A	10,000 千円以上 (ただし、50,000 千円以上の工事については、特定建設業許可を有し、かつ、監理技術者を1名以上保有している者に限る。)
B	1,300 千円以上 10,000 千円未満

水道施設工事

格付区分	発注基準額
A	15,000 千円以上 (ただし、50,000 千円以上の工事については、特定建設業許可を有し、かつ、監理技術者を1名以上保有している者に限る。)
B	1,300 千円以上 15,000 千円未満

別表2 審査事項評点数による格付基準

土木一式工事

格付区分	審査事項評点数
A	880 以上
B	780 以上
C	700 以上
D	600 以上
E	600 未満

建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事

格付区分	審査事項評点数
A	730 以上
B	730 未満

別表3 格付区分別有資格者技術者基準

(土木一式工事)

格付区分	技術者保有数			備考
	1級	2級	監理	
A	5人以上		3人以上	
	4人以上	1人以上	3人以上	
	3人以上	2人以上	3人以上	
B	3人以上			
	2人以上	1人以上		
	1人以上	2人以上		
C		3人以上		
	2人以上			
	1人以上	1人以上		
D		2人以上		
	2人以上			
	1人以上	1人以上		
E		2人以上		
	1人以上			
		1人以上		

(建築一式工事)

格付区分	技術者保有数			備考
	1級	2級	監理	
A	2人以上			
	1人以上	1人以上		
		2人以上		
B	1人以上			
		1人以上		

(電気工事)

格付区分	技術者保有数			備考
	1級	2級	監理	
A	2人以上			
	1人以上	1人以上		
		2人以上		
B	1人以上			
		1人以上		

(管工事)

格付区分	技術者保有数			備考
	1級	2級	監理	
A	2人以上			
	1人以上	1人以上		
		2人以上		
B	1人以上			

		1人以上		
--	--	------	--	--

(舗装工事)

格付区分	技術者保有数			
	1級	2級	監理	備考
A	2人以上			
	1人以上	1人以上		
		2人以上		
B	1人以上			
		1人以上		

※ なお、技術職員のうちに、舗装施工管理技術者が1名以上いることを格付の要件とする。

(造園工事)

格付区分	技術者保有数			
	1級	2級	監理	備考
A	2人以上			
	1人以上	1人以上		
		2人以上		
B	1人以上			
		1人以上		

(水道施設工事)

格付区分	技術者保有数			
	1級	2級	監理	備考
A	2人以上			
	1人以上	1人以上		
		2人以上		
B	1人以上			
		1人以上		